

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 (平成30年度第1回)

日 時：平成30年7月18日（水曜日）

午後1時30分から午後3時10分まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第1会議室

平成30年度第1回 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 会議録

日 時：平成30年7月18日（水）午後1時30分から午後3時10分まで
場 所：宮城県行政庁舎9階 第1会議室

出席委員：奥村 誠 委員 佐藤美砂委員 板 明果委員 小野田泰明委員
京谷美智子委員 飛松教子委員 平野勝也委員

司 会 ただいまから平成30年度第1回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、宮城県震災復興・企画部長の江口哲郎より御挨拶を申し上げます。

震災復興・企画部長 震災復興・企画部長の江口でございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、当行政評価委員会大規模事業評価部会に御出席いただきまして、大変ありがとうございました。先生方には、このたび大規模事業評価部会委員への就任について御快諾をいただいたところありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

東日本大震災から7年が経過し、今年度からは、復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」に掲げる「発展期」に入っております。委員の皆様は任期とも重なりますが、この「発展期」の3年間では、震災復興の総仕上げとして、ハード事業を着実に進めるとともに、被災者一人ひとりのニーズに寄り添った支援に取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、日頃格別の御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

さて、「大規模事業評価」は、県が事業主体となる一定規模以上の事業の推進などについて、県の政策判断のプロセスの透明性を高めることを目的として、委員の皆様は御協力いただきながら、実施しております。

今回は、「仙台南部地区特別支援学校整備事業」について、御審議いただくこととしております。事業の詳しい御説明は後ほど担当課からございますが、委員の皆様には、広範かつ専門的なお立場から、忌憚のないご意見をいただき、県の評価の妥当性などについて御審議いただきますようお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いたします。

司 会 続きまして、本日お集まりの委員の皆様及び県の職員を紹介させていただきます。

お配りしている資料の次第の裏面にございます出席者名簿の順に御紹介をさせていただきます。

初めに、部会長をお願いしております奥村誠委員でございます。

続きまして、副部会長をお願いしております佐藤美砂委員でございます。

続きまして、板明果委員でございます。

小野田泰明委員でございます。

京谷美智子委員でございます。

飛松教子委員でございます。

平野勝也委員でございます。

次に、県職員の紹介をさせていただきます。

ただいまご挨拶を申し上げました震災復興・企画部長の江口哲郎でございます。

震災復興・企画部参事兼震災復興政策課長の志賀慎治でございます。

震災復興政策課企画・評価専門監の寺嶋智でございます。

教育庁特別支援教育課長の目黒洋でございます。

最後に、わたくし、本日の司会を務めさせていただきます、震災復興政策課の三浦と申します。

なお、江口部長及び志賀課長は公務のため、これにて退席させていただきます。

はじめに、定足数の報告をさせていただきます。本日は、奥村部会長をはじめ、7名の委員に御出席いただいております。全7名の委員の半数以上の出席であり、行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、奥村部会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

奥村部会長

大規模事業評価部会については、震災後に事業としてやらなくてはならないことがある中で、必要性が高いのに進めていくことができないものもあります。その中でも、作るのであれば、無駄なく作ることが大事であり、後々使い切ることができるようしっかりと作ることが大事となります。先生方には色々な立場から御議論いただければと思います。

それでは、これより議事に入りますけれども、先立ちまして議事録署名委員を指名したいと思います。顔触れも新しくなりましたので、今回は名簿の順で、板委員と小野田委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

次に、会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規程第5条の規定により当会議は公開とします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画などについては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、次第に従って議事を進めていきたいと思っております。

まず、お手元の資料1を御覧ください。

今回の審議対象事業であります、「仙台南部地区特別支援学校整備事業」については、7月17日付で、知事から行政評価委員会委員長へ諮問がなされております。

この諮問を受けて、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条の規定により、本部会において調査・審議を行うこととなっております。本日皆様にお集まりいただいているところです。

それでは、今年度の大規模事業評価について、事務局から説明をお願いします。

企画・評価専門監

それでは、説明させていただきます。

「平成30年度大規模事業評価について」説明させていただきます。

初めに、今年度から新たに御就任いただいた委員もいらっしゃいますので、大規模事業評価の制度について説明させていただきます。資料の最後にございます参考資料1を御覧ください。

まず、①評価の目的についてでございますが、大規模事業の推進・継続について、政策判断のプロセスの透明性を高めること、また、県民の意見と本日お集まりいただいております大規模事業評価部会の答申を踏まえ県としての評価を確定し、政策判断につなげることを目的として、評価を実施してございます。②評価の対象についてでございますが、県が事業主体である事業で「全体事業費が100億円以上の公共事業」又は「30億円以上の施設整備事業」を対象としております。本日御審議いただく案件は、「30億円以上の施設整備事業」に該当するものでございます。③評価の種類についてでございますが、事業着手前に行う「計画評価」と計画評価を行った事業に対して事業着手が見込まれない場合に行う「事業再評価」があり、今回は「計画評価」に該当するものでございます。また、ここには記載がございませんが、事業完了後に完了報告書を部会に提出することとしておりますが、東日本大震災以降、平成32年度まで完了報告を休止しており、その再開については検討を行っているところでございます。④評価の基準についてですが、記載のとおり事業の必要性など8つの基準を定め、これらに基づき評価調書を作成してございます。詳細については、後ほど事業担当課より説明させていただきます。⑤過去の実施状況についてですが、諮問撤回を除きこれまで22事業の大規模評価を行っております。

裏面を御覧ください。実施の流れといたしまして、計画評価の例を示してございます。フロー図の中央よりやや上に「諮問」という項目がございます。先ほど奥村部会長より説明がありましたように、昨日付けで知事から宮城県行政評価委員会へ諮問が行われ、本日行政評価委員会大規模事業評価部会での審議を行っていただくものでございます。今後2回の部会を経て、答申をいただいた後は、意見を適切に反映させ、最終的な「評価書」や「評価結果の反映状況説明書面」を作成し、県民の方への公表や議会への報告を行うこととしてございます。

資料戻りまして、資料1を御覧ください。ただいまご説明いたしました知事から行政評価委員会委員長宛ての諮問文でございます。また、諮問と同日、評価調書を公表し、8月15日までの30日間、県民意見の聴取を行っております。評価調書は、県のホームページや県政情報センター、仙台を除く各地方振興事務所、地域事務所内にある県政情報コーナー、県議会図書室で閲覧できるようにしております。また、さまざまな媒体を通してPRしているところでございます。なお、意見の提出状況につきましては、第2回の部会で報告する予定でございます。

ここで報告ですが、昨年度第2回の部会において、部会長よりフェイスブックに載せられる無記名の意見などを正式な意見として提出するよう促す方法はないのか検討してほしいというお話がございましたので、それについて報告いたします。

そもそもパブリックコメントは、県民意見の提出手続に関する要綱に基づいて

実施しておりまして、住所などの連絡先、氏名を記載した上で提出する仕組みとなっております。この取り扱いについては県庁全課室統一した取り扱いとなっております。その上で、昨年度の大規模評価部会においてご意見をいただきましたフェイスブックに寄せられる「いいね！」あるいはコメントといった無記名の意見を正式なものとして提出するよう、こちらのほうから呼びかけられないかということで、フェイスブックを担当しています県の広報課のほうに確認いたしました。そうしたところ、広報課におきましては、広報課以外の課室が直接フェイスブックに「いいね！」をつけた方に働きかけを行うことはできませんし、広報課でも対応しないルールということになっておりましたので、「いいね！」の反応のあった方に対して意見を呼びかけるということは、残念ながらできない結果になっておりました。

なお、今年度はそれを受けまして、特にパブコメに対する意見の件数を増やすための新たな手法としまして、県の教育委員会の御協力を得て、県内の知的障害者の県立特別支援学校におきまして、昨日からパブリックコメントのチラシを置いてもらうことにしましたので、それによって周知を図っているところでございます。今回は今までよりは多くの意見を寄せていただけるのではないかと期待しているところでございます。

続きまして、資料2を御覧ください。本年度の部会の開催日程でございます。本年度は部会を2回開催する予定としております。内容といたしましては、本日の第1回部会の後に、必要に応じ現地調査を実施させていただきたいと考えております。現地調査につきましては、後ほど委員の皆様のご意見、ご意向を伺い、実施の有無を決定してまいりたいと存じます。第2回部会につきましては、8月20日に開催予定としておりまして、県民意見聴取結果の報告、審議と答申の取りまとめをお願いしたいと考えております。第2回部会で取りまとめをいただいた後、8月24日に奥村部会長より答申を行っていただく予定としてございます。説明は以上でございます。

奥村部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明についてご意見、ご質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、本年度の部会については、今説明がありました資料2のように、1つの案件ですので、部会を本日含めて2回という形で進めたいと思います。

それでは、平成30年度大規模事業評価対象事業の審議に入りたいと思います。

時間配分ですけれども、目安として説明20分程度、質疑応答40分ということで、60分ぐらいで審議をしたいと思っております。質疑応答の後に、本日の審議として、部会としての意見の大まかな方向をまとめるための時間を設けたいと思います。

それでは、担当部局のほうから説明をお願いします。

特別支援教育課

特別支援教育課長の目黒でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

仙台南部地区特別支援学校整備事業について、お手元の資料3-2の調書に基づきましてご説明いたします。

資料3-2の1ページをお開きください。Iの事業の概要についてですが、事

業の名称は記載のとおり、仙台南部地区特別支援学校整備事業となります。事業の概要ですが、仙台南部地区に特別支援学校を新設し、仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消を図るとともに、今後も増加が見込まれる軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場をあわせて整備するものでございます。以降、この当該校を新設校と呼んで説明を進めさせていただきます。

新設校の設置場所は、仙台市太白区秋保町湯本地区の旧拓桃医療療育センター・旧拓桃支援学校跡地でございます。対象は、知的障害のある児童生徒としております。新設校の規模は、全体で36学級としております。その内訳ですが、小学部が12学級、中学部が6学級、高等部の普通科が6学級、産業技術科が12学級としております。このうち、高等部に置く産業技術科ですが、入学の対象は軽い知的障害のある生徒で、いわゆる高等学園的な機能を持たせ、職業教育に重点を置いた教育課程を編成する計画でございます。具体的には、その専門教科に、ホテルビジネスコース、流通・サービスコース、食品製造コース、介護福祉コースを設定し、学校と企業での実施を組み合わせた、働きながら学ぶ、学びながら働くといった日本版デュアルシステムにより、効果的な職業教育を展開していくことを考えております。

2ページを御覧ください。上位計画との関連ですが、まず宮城の将来ビジョンの中の第4章「宮城の未来をつくる33の取組」のうち、取組10の「産業活動の基礎となる人材の育成・確保」と、取組17の「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」に位置づけられてございます。また、第2期宮城県教育振興基本計画において、施策の基本方向の5の「多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進」として「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進と、基本方向6の「郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」として、「宮城の将来を担う人づくり」に位置づけられております。さらに、平成27年2月に策定された宮城県特別支援教育将来構想におきまして、今後の特別支援教育の進め方の目標2の学校づくりの中で、「障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備」として「学習の質・効果を高めるための環境整備」がうたわれております。また、この将来構想のアクションプランであります第2期県立特別支援学校環境整備計画におきまして、教育環境整備の諸対策の取り組みの6として、仙台市太白区秋保地区への特別支援学校の新設が位置づけられております。

次に、事業計画の背景でございます。(1)の本県の知的障害特別支援学校の現状ですが、少子化により児童生徒数が減少している中、県内の知的障害特別支援学校の児童生徒数は、平成18年度から平成28年度までの10年間で40%増加し、とりわけ仙台圏域では44%増加している状況でございます。また、小・中学校の知的障害特別支援学級の児童生徒数は、最近10年間で48%増加し、その9割以上は特別支援学校の高等部に進学している状況でございます。それが仙台圏域の知的障害特別支援学校の狭隘化の大きな要因となっております。

(2)の今後の児童生徒数の見通しですが、国立社会保障・人口問題研究所による平成25年3月推計の日本の地域別将来推計人口をもとに、過去7年間の障害児の平均出現率などを乗じて、仙台圏域の知的障害特別支援学校の児童生徒数を推計したところ、小・中学部は今後15年間ほぼ横ばいで推移する見通しですが、高等部については平成36年度に996人と平成28年度に比べ214人増加す

る見通しであり、それ以降900人台を維持しながら推移すると予測してございます。(3)の仙台圏域の知的障害特別支援学校の教室不足の状況ですが、平成28年度時点で44教室が不足しており、児童生徒数がピークとなる平成36年度には現状と比べてさらに15教室の不足が見込まれ、合わせて59教室の確保が課題となっております。

3ページを御覧ください。期待される効果ですが、1つ目として仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消、2つ目として今後も増加が見込まれる軽い知的障害のある生徒、いわゆる中学校の特別支援学級の生徒たちの後期中等教育の場の確保、3つ目として、地場産業の人材供給に資する実践的職業教育の充実があると考えてございます。

次に、これまでの取り組み状況についてでございます。県教育委員会では、平成22年2月に県立特別支援学校教育環境整備計画を策定し、特別支援学校や高等学園を新設したほか、仮設プレハブ校舎の整備、分校などの設置により、仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化解消に取り組んでまいりました。しかし、県立特別支援学校に就学する児童生徒数は、当時の予測を大きく上回ったことから、平成27年2月に策定された宮城県特別支援教育将来構想の中でも最重要課題として取り上げられ、また特別支援教育将来構想審議会から、この将来構想の答申に先立ち、「県立知的障害特別支援学校に係る教育環境の整備について」狭隘化対策などの緊急提言を受けたところでございます。こうしたことを踏まえまして、県教育委員会では平成30年3月に第2期県立特別支援学校教育環境整備計画を策定いたしまして、狭隘化の解消策として新設校の設置を同計画に位置づけたところでございます。なお、平成22年度以降の狭隘化対策については、ここに記載のとおりでございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、こちらの大規模事業評価部会でご審議いただいた後、事業を進めてもよいとなりましたら、平成30年度中にプロポーザル方式により設計事業者の選定を行いまして、平成31年度に設計に着手し、平成33年度中には設計を終え、その後建設工事に着手し、平成35年度末までには工事を完了させて平成36年4月に新設校を開校させたいと考えております。

4ページを御覧ください。IIの事業内容についてご説明いたします。まず、用地関係ですが、予定地は仙台市太白区秋保町湯本の旧拓桃医療療育センター及び旧拓桃支援学校跡地でございます。用地確保の状況ですが、ここは県有地でございます。敷地面積は2万6,000平方メートルを予定しております。規制の状況ですが、第1種住居地域となっているほか、記載のとおりでございます。次に、建設関係ですが、事業規模は校舎が2棟、それに寄宿舎、生活訓練棟など合計の延べ床面積は1万4,143平方メートルとしております。なお、体育施設や実習施設は、その校舎棟内に整備する方向で考えております。次に、IIIの事業費ですが、建設費は概算で89億3,700万円と試算しております。財源の内訳ですが、国庫補助が11億円、県債で69億円、一般財源として9億円と試算しております。このうち、県債の69億円に対しまして14億円強の交付税措置を見込んでございます。

5ページを御覧ください。維持管理費ですが、新築後の施設を40年間使用すると想定した場合の維持管理費の累計額としては、68億8,000万円と試算して

おります。なお、この金額には大規模修繕に係る費用として36億円余を含めたものとなっております。

IVの評価結果ですが、県で実施いたしました自己評価についてご説明いたします。

まず1の事業が、社会経済情勢から見て必要であるかどうかですが、今後も仙台圏域の知的障害特別支援学校の児童生徒数は増加し、黒ボツ2つ目の最後の行にありますように、平成36年度には36教室の不足が見込まれること。また、白丸の2つ目に記載しているとおり、今後も中学校の特別支援学級の在籍者数は増加し、軽い知的障害のある生徒の進学先となる高等学園の整備が喫緊の課題となっていること。そして、知的障害のある児童生徒が卒業後、自立した社会生活、職業生活を送るためには、職業教育を充実させていくことが有効であり、さらに地場産業を下支え、担っていく人材の育成が地域社会から求められていることから、新設校の設置が必要と考えているところでございます。

次に、2の県が事業主体であることが適切であるかどうかですが、県立特別支援学校は、学校教育法第2条及び第5条の規定に基づき県が設置管理するものであり、その適切な管理運営の責任を負うものであることから、県が事業主体となることが適切であると考えております。

6ページを御覧ください。3の事業を行う時期が、社会経済情勢から見て適当であるかどうかですが、仙台圏域に所在する光明、小松島、名取、利府4校の県立知的障害特別支援学校の教室不足を解消し、教育環境をあるべき姿に戻すことや、軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場を必要量確保するためにも早期の整備が必要であると考えております。

次に、4の事業の手法が適切であるかどうかですが、PFI導入について、宮城県総務部行政経営推進課と協議した結果、PFI、PPP手法の導入は不相当と判断されております。その理由といたしましては、学校教育法第5条の設置者管理主義により、PFIの事業範囲として学校運営業務の包括的な委託は想定できないと考えられること。食堂運営や夜間の機械警備については、一般競争入札による民間委託など、ある程度の運営効率化が図られること。また、当該特別支援学校の特殊性、事業内容などから判断し、清掃業務や寄宿舎管理など民間事業者へ委託できない内容が多くあること。既に正職員として採用されている学校技士が維持管理業務全般を担っていることなどから、人件費の低減や業務の効率化などが図られる余地が小さいと考えられること。特別支援学校という特性から、収益事業は行いつらいため、サービス購入型かつBTO方式が見込まれることから、VFMの試算などにおいても費用削減効果が余り見込めないと考えられること。こうしたことを踏まえまして、昨年度PPP・PFI導入調整会議において、PPP、PFI手法が不相当とされた南部地区職業教育拠点校整備事業や、宮城第一高等学校校舎等改築事業と同種のものとして判断されたところでございます。

7ページを御覧ください。次に、5の事業の実施場所が適切であるかどうかですが、用地取得や造成なども含め、早期の開校が可能な土地であることや、地区住民や地元企業の理解や協力体制があるほか、ここには記載してございませんが、既存の学校との位置関係、児童生徒の通学時間などを考慮し、当該地で進めていくことが適切であると判断しております。

次に、6の事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうかですが、まず新

たな用地取得の必要がないので、早期の開校が可能であることや、新設校は設備が制限される分校ではなく、新たに必要な整備を完備させて教育環境を整えることができること。また、繰り返しになりますが、仙台圏域にある県立知的障害特別支援学校の教室不足の解消や軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場の確保、地場産業を担う人材育成や地域振興への貢献などが期待できると考えております。なお、新設校周辺の秋保温泉旅館組合や近隣住民からは、新設校の設置に理解を得ているだけでなく、開校後の地域の活性化や学校施設開放など地域住民の期待は大きいと感じているところでございます。

次に、7の事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうかですが、県有施設の跡地での整備であり、土地の形状を変更せずに建設する計画で、周辺に影響を与える可能性は低いと考えております。また、事業実施に当たっては、宮城県環境保全率先実行計画にのっとり、環境負荷の少ない施工に心がけ、周辺環境に配慮して進めていきたいと考えております。なお、学校の近くにある湯の橋前の交差点には押しボタン式の信号がありまして、地域住民の話では交通事故が多発しているとのことから、新設校の建設が決まりましたら、道路管理者及び公安委員会へ感応式などの信号機への変更を要望していきたいと考えております。

次に、8の想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策ですが、事業費財源に関するリスクについては、現在想定してございません。災害に関するリスクですが、教育委員会で作成しているみやぎ学校安全基本方針を踏まえ、各学校においてはあらゆる場面など、さまざまな自然災害を想定してまとめた学校防災マニュアルを作成しております。したがって、新設校においても学校防災マニュアルを作成し、さまざまな災害から生徒や教職員を守るために万全を期していくものと考えてございます。

最後に、9の事業の経費が適切であるかどうかですが、4ページ、5ページに記載の事業費と同様のものですが、建設費は約89億円、維持管理費は約68億円、合計約157億円と試算してございます。建設費については、工事単価の高などの影響が見られるものの、近年の学校整備に係る費用と大きな差はなく、事業の経費としては適切であると考えております。

続きまして、附属資料について簡単にご説明いたします。

11ページの資料1は、新設校の位置図でございます。

13ページの資料2は、空中写真で、赤い線で囲んだ旧拓桃医療療育センターと旧拓桃支援学校の敷地は約4万平方メートルとなりますが、土砂災害特別警戒区域や市街化調整区域などを除いた約2万6,000平方メートル、この青い線で囲んだところですが、ここが今回の事業計画地となります。

15ページの資料3は、想定している建物配置図でございます。先ほどご説明申し上げました4棟の建物のほか、グラウンドや駐車場、スクールバスの乗降場などを配置する計画となっております。

17ページからの資料4から資料7は、今回の事業に係る行政計画を抜粋したものでございます。

それから、109ページの資料8は、宮城県内の特別支援学校の一覧でございます。狭隘化が特に大きな問題となっている仙台圏域の知的障害特別支援学校は、光明、名取、利府、小松島の4校となります。

111ページの資料9は、PPP、PFI導入調整会議における検討の省略に

ついでと、調整会議の議長からの回答でございます。

113ページの資料10は、宮城県環境保全率先実行計画、117ページの資料11は、宮城学校安全基本方針の概要版でございます。

駆け足でございましたが、説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

奥村部会長 ありがとうございます。では、ただいまの説明についてご質問、ご意見いただきたいと思えます。どなたからでも結構ですが、よろしく願います。どうでしょうか。はい、京谷さん。

京谷委員 質問なんですけど、2ページ目の(2)で、仙台圏域の知的障害特別支援学校の小中学部の児童生徒数は、今後15年間ほぼ横ばいで推移する見通しであると書かれています。一方、5ページの白丸の2個目ですが、こちらのほうで今後も中学校特別支援学級の在籍者数は増加する見通しでありということを書いてあるのですけれども、これについて仙台圏以外がかなり増加するのかどうか、その辺ちょっとわからないので説明していただきたいのですが。

特別支援教育課 知的障害のあるお子さんは、特別支援学校に小学部から入ってくるお子さんと、それから特別支援学級が小学校の中にごさいます、そちらに入ってくるお子さんと、大きく分けていらっしゃいます。2ページのほうは支援学校の小中学部に入ってくるお子さんとしてはほとんど変わらず。最近、共に学ぶというのですかね、障害のある子もない子と同じ学校で学んでいこうというような時代の流れになってきて、小学生のうちには小学校に行って、小学校の特別支援学級で学ぶお子さんが最近増えてきているということでございます。

障害のある子供自体は、出現率としては、少子化が進んでいるにもかかわらず増えているのですが、支援学校に入る子は変わらずですね、その分小中学校の支援学級に入ってくる子が増えている、そういうことでございます。

京谷委員 ありがとうございます。分かりました。

あともう1点よろしいですか。先ほど7年間の推計で、このまま横ばいというお話は何ったのですけれども、減少するのはいつごろかという部分というのは、現時点で推計されているのかどうかという点について伺いたいのですが。

特別支援教育課 お配りしております附属資料の7を御覧いただきたいのですが、ページ数でいうと91ページでございます。これは、今年3月に策定いたしました県立特別支援学校教育環境整備計画、第2期の整備計画ですが、下のほうに仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数、ここが将来推計した数字でございまして、ピークとしては平成36年、一番上のところに1,720人とございまして、そこから徐々にではありますが、緩やかな右肩下がりとなります。ただ、高等部だけを見ますと、平成36年、平成37年と985人というのが、平成45年になっても940人となっていて、緩やかな減少というところでございます。

京谷委員 それでは、先ほどの特別支援学級の子供さん方については、それも含めると全

体的に見て若干増加というふうには受け取れましたが、このグラフに関しては、支援学校という部分だけで考えられており、学級という部分も含めると、どのような形になるのでしょうか。

特別支援教育課 支援学級は小学校と中学校にしか設置されておらず、高等学校になると特別支援学級というのは制度的にないので、知的障害のある子が増えているにもかかわらず、特別支援学校の小・中学部の児童生徒数が余り変わらないというのは、このようなグラフでして、その部分、中学校を卒業した後に入ってくる子も含めて、特別支援学校の数をここで推計しているという形で、その差が、中学校卒業して、高校ではなく支援学校に来るといった形での推計をしたものになっております。

京谷委員 そうすると、この91ページの推計というのは、もう高等部の部分に関しては、中学、小学校の特別支援学級の部分も考慮した数字がここに計上されていると考えてよろしいのでしょうか。

特別支援教育課 はい、そのとおりでございます。

京谷委員 分かりました。ありがとうございます。

奥村部会長 その他いかがでしょうか。

板委員 説明ありがとうございました。

今、学生数の推移というところのお話の引き続きになるかと思うのですが、ピークが36年にあって、その後10年間程度は横ばいを見通しされていて、ただ建物自体は40年を想定されているので、36年完成してからその後10年間は恐らく学生の充足数といいますか、稼働率の、ちょっと正しい言葉が分かりませんが、そういったものがある程度高い推移で運用されていくと思うのですが、その後、建物40年間のうちの残りの30年間というのはどのような想定なのか。稼働率、充足率が下がったときに、何か他と兼用して、建物をシェアするような形で運用されるというような検討をされているのかどうかと、45年以降のところですね。長期的な建物が40年間というところなので、その先の見通しも少しお話しただけであればと思います。

特別支援教育課 平成45年以降の数字については、将来推計人口の基の数字がなかったということもあって推計がなかなかできなかったのですが、一度つくれば、これは40年、50年使う学校ですので、他にも先ほど説明した県立の支援学校というのは、仙台圏域に名取であるとか、小松島であるとか、光明であるとか、利府というのがあるのですが、だいぶ前につくっている建物でして、その建て替えをする際に、需要が少なくなれば、そのまま廃止であるとか、その時点においても子供の数が減っていないというのであれば、改築であるとか、そういった判断をそのときにしていくというふうになると考えております。

板委員 分かりました。ありがとうございます。

奥村部会長　　その他どうでしょうか。

佐藤委員　　この学校には寄宿舎も予定されているようですけれども、通学区域は県全域になるのでしょうか。

特別支援教育課　　小学部、中学部、それから高等部の普通科については、スクールバスを走らせてまして通学させるということを考えていまして、イメージとしては錦ヶ丘あたりであるとか、それから286号線周辺のところに学区を設定する予定ですが、産業技術科という軽い知的のある生徒さん向けの学科については、学区は設けず県全域で考えてございまして、その生徒たちの人数に見合うだけの寄宿舎を設置するという考えでございまして。

奥村部会長　　よろしいですか、その他どうでしょう。小野田さん。

小野田委員　　実は私の研究室の恩師が拓桃園に携わっており、昔よく見に行って調査もましましたし、あと美田園のまなウェルの基本的な調整をプログラムやったりしているので、この背景と問題点はかなりよく、偶然ですけれども理解はしています。

それから、茨城県で特別支援の建て替えの計画の審査員をやっているのですが、この問題、先ほど指摘あったように、今まで潜在化してきたものが顕在化してきたので、児童数が減っているにもかかわらず、非常に数がふえて難しい状態になっているということも理解はします。

その上で茨城県は、例えば児童数が減っているのに、地域のほうで廃校になる中学校とか、そういう学校があり、それを改修して特別支援、茨城も広いので圏域を幾つかに分けて、そこを集中的にやる特別支援学校をつくって、リノベーションと廃校の活用をセットにして行っています。全体のFM計画、学校校舎のファシリティーマネジメント計画と特別支援児童のサービスというのをセットにして解いているのです。これは賢い方法で、この特別支援の話を独立させると確かにこのとおりでなんですけれども、やはりその一方で児童数は減っているわけで、かつ児童数が減って廃校にすると地域が非常にさびれてしまうということで、地域の方々は何とか学校を残してほしいという声もあり、両者を統合する茨城県のやり方もあるのですが、まずそのファシリティーマネジメント、他の学校は少なくなるはずなので、これは大規模事業ということもあって、大規模事業だけ取り出しているから、こういう問題が起こってしまうのですけれども、実はその背景に小規模事業が束のようにあって、それらとセットにして解くと、実はお金の節約にかなりなるのですが、そういうことはこの場で議論していいのかどうかというのが、まず1点目。

2点目は、ちょっと複雑な話ですけれども、現在ではやはり親御さんの負担が非常に多くて、かつスクールバスではあるんですけれども、そこに入れておけば終わりという話ではなく、そこに家庭相談で通ったり、もし状況が悪くなったら迎えに行かなきゃいけないという問題もあり、先ほど課長から、職業支援を積極的にやっていかなきゃいけないと、そのとおりでなんですけれども、それをやる中で、そういうことに参画していただけるような事業者の方が、やはり講師で来て

いただいたり、協力して教育プログラムを提供していただいたり、割と街との交流が結構盛んになってきていると思います。そうすると当時はここでよかったですけども、もうちょっと違うような土地もあり得るのではないかと。プログラム上も街場に近いほうがいいのではないかと。ファシリティー・マネジメントの考え方をすると、もうちょっと利便性のいい敷地がもしかするとあるかもしれず、それが廃校とリノベを待っており、そこに移し込めるかもしれない別の可能性があるのではないかと。ということも思いますが、そういうことはいかがでしょうか。

質問1と2とまとめた感想でございました。いかがでしょう。

特別支援教育課

最初のご質問ですが、障害児が増えているのは、実は宮城県では仙台圏域がやっぱり増えています。潜在的な部分も含めてですが、出現率としては、おそらく地方のほうもそれなりに比率としては高まっているのですが、それ以上に少子化が進んで、数としては先ほどのページでいいますと、92ページの上の表は仙台圏以外の支援学校の児童生徒数の将来推計をしたものですが、平成でいいますと平成31年、32年ぐらいがピークで、あとはずっと下がっていて、こちらについては今ある県立の支援学校で十分間に合うというような状況になっています。ここ数年狭隘化対策として県で取り組んできたのは、仙台圏域を中心にやってまいりまして、先ほど先生おっしゃったように分校の整備、小学校の空き教室をお借りして、富谷であるとか、塩釜であるとか、それから今年の春ですが、仙台市内の廃校になった小学校を丸々お借りして、改修して分校を整備したというような状況でございます。

ただ、お借りしているところが、もともと小学校でございまして、スペックといいますか、窓ガラスの高さであるとか、どうしても小学校の子供に合わせた建物のつくりになっていまして、障害を持っている子なので窓ガラスにぶつかったり、走り出しているんなけがをすることもありまして、分校にしているところは、対象は小学生、小学部の子と、今回整備したところは中学部の子も入っているのですが、どうしても、先ほども説明したのですが、高等部に入るところで急に行き場がなくなってしまうという状況です。小・中学校の空き教室を活用するのに、結構な改修費用がかかるということもあり、一つまとめて大きいものが今回必要ではないかということを考えています。

そのような意味で、これから少子化に伴って県立高校においても空き教室が出てくるのですが、仙台市内というか、仙台近郊の生徒数というのがなかなか減らないということもあり、急に空き教室がぽっと空くかという、なかなか空かないということもございまして、今後は県立高校の高校生の数も見ながら、そちらを活用した分校の整備というのも考えていかなければいけないと思いますが、今時点では最優先でそれを考えるというよりは、今回ご提案させていただいている新設校をまず計画したということでございます。

それから、職業教育の実習の場所なども考えて、あそこの場所はどうなのかということなのですが、今回の場所がいいと思っているのは、周りに温泉旅館が非常に多くありまして、温泉旅館の中でやる作業が、障害児というか、軽い知的障害を持っている方がやれる分野、リネンの洗濯であったり、あとはホテルの掃除であったり、あとは調理場のバックで洗いをしたりとか、そういうところが非常にある場所でございます。そちらのホテル業界というか、旅館業界のほうも

人不足というところとも相まって、かなり実習先を確保できるのではないかということと、行き先、実際に卒業後も就職先の確保という意味では、有利な地域ではないかと思っています。

奥村部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

平野委員 高校のお話のときも同じことを申し上げたのですが、小野田先生がおっしゃっているように、やっぱりファシリティーマネジメントをきちんと考えた上で位置づけを、事業を決めていただきたいと思います。要は、事業評価のやり方そのものが問題なのかもしれませんけれども、例えば評価の7ページ目で、事業の実施場所が適切であるかどうかというのは、本来であれば、宮城県としてこれだけの資産を持っていて、どれぐらいの耐用年数が残っているという一覧表があって、時系列になっていて、その中でこういうふう用途を変更し合っていくのが最適とか、それだけではなくて、茨城県ではどうやっているのかお聞きしたいぐらいですけども、市町村が持っている小・中学校なんかも当然ながら今後余っていくわけで、それも含みながら、公的な財産としてどうやって全県でうまく持っている資産を有効に活用していくか。そういう中で決まっていく話であって、この評価項目ですと、その場所がいいかどうかというある種の絶対評価だけ求めています。そこはやはり問題だと思いますので、ぜひこれはご検討いただければと思います。

質問ですけども、この秋保に関していいますと、先ほど説明がありました産業技術科の生徒にとっては非常にいいロケーションだと思いますけれども、それ以外の生徒にとっては、おおよそ半数以上の、要は小学校、中学校、高等部普通科の生徒にとっては、とても不便な場所ですよ。仙台圏とおっしゃっていますけれども、秋保はもともと別な町でございまして、そういうことを考えると不便、不利な部分も当然あった中で、なぜこの場所を選ばれたのか。そして、検討されたときに他の場所、候補地はどのようなところがあって、どういう総合的な判断をされたのか教えていただけますか。

特別支援教育課 候補地といたしましては他にもあったのですが、全体としては県立支援学校、特別支援学校の知的障害を受け入れる学校が、仙台でも北の方に偏っています。光明というのは中山の方にありまして、小松島は宮城野区ですが、どちらかというと東、あと利府は本当に北東で、南にあるのが名取支援学校です。人口の重心というか、その集まり具合から考えて、少し南が手薄になっていました。今も長町あたりというか、八木山あたりからも小松島に通っているのです。意外と距離的には近いのですが、スクールバスで子供たちを迎えに行くと、1時間以上学校に行くまでかかってしまいます。

今回、秋保は意外と不便かなとも思えなくはないのですが、実は最近急に増えてきた錦ヶ丘や286号線沿いの沿線からは、スクールバスだと通勤の反対方向に行くこともありまして、それほど時間はかからないというのが1つあります。

候補地として、他の土地も含めて検討したのですが、広さと全体的な他の学校の位置関係を考えたときに、基本的には全部スクールバスで送り迎えすることになります。スクールバスも大体1時間で送り迎えできる範囲ということでスクー

ルバスを走らせていることがありまして、その範囲でいくと、ある程度の学校の面積がとれる、今回計画している土地がいいと判断してございます。

平野委員 できれば、そういう情報を、この実施場所が適切であるかどうかというのに載せていただいて、丸、バツ表で構わないので、なかなか候補地の実名は出しにくいですかね。ほとんど県有地で権利を通されていると思いますので、一部市町村がお持ちの土地もあるかもしれませんが、そういうものを出していただいて、現実、解としてはここでしかないですよという話でやっていただくと。

ちょっと気になったのは、例えば大きな敷地がなかったと話をされましたが、例えば2校つくるわけにはいかなかったのですか。産業技術科だけ秋保にして、普通の子供たちはもうちょっと街中というような発想はなかったのですか。

特別支援教育課 その発想は余りありませんでした。本当に狭いところはバスが通れるところまでは出てきてもらうのですが、基本的には家の前までスクールバスは行きます。街中だと、自分で歩いてくる子は便利だと思うのですが、スクールバスということ考えると、そこが相殺されるというか、必ずしも街中でなければならぬという発想はなくて、むしろちょっと離れているところというようなところだと。実際街中にそれほど土地がなかったというのもございます。

小野田委員 ちょっと関連していいですか。スクールバス問題はなるほどと思うところもありますけれども、平野先生おっしゃった、ファシリティーマネジメント全体と大規模評価、これは構造的な問題だと思います。大規模事業評価委員会、恐らくこれができたときには、なるべく大きいものについては丁寧に整理しましょうという話だったと思います。

しかし、人口が減ってサービスの質が変わっていく中で、60年代から70年代、80年代にかけて、シビルミニマムの考え方で丁寧に整備した、末端まで行き届いているたくさんのファシリティーを含めて、全体をどうコントロールするかというのが、やはりトレンドになっていて、その中に大規模事業を取り込ませたり、入れ込んだりというのが、茨城県なんかはまさにそうしているのですけれども、市町村から情報を吸い上げて、廃校になりそうな学校をつかまえてやっています。確かに窓のスペックやそのような話はあるので、割と中学校以上の大きい学校を引っ張り上げて、大改修のような形で、土地だけいただくような形でやらないと、スペックが特別なので、課長がおっしゃるように成立しないので、そういうふうになっているのですが、やはり市町村から適切な情報を吸い上げて、県がその横つなぎをして落としていると。そういう仕組みを持ったほうが恐らくよくて、この評価部会での議論とは外れるので余り突っ込みたくもないですけれども、それはやはりやらないといけないという話、ご指摘だったのではないかと思います。私も同感です。

それからもう一つ、ファシリティーマネジメント問題ですけれども、やはり少子高齢化、特に少子化ですけれども、私も色々なところの公共物管理委員会みたいなものをやらせていただくと、学校が一番大きいです。公物管理上、学校をどう考えるか。しかし、学校が一番なくすのがすごく難しく、それを頑張っていると、後世に禍根を残すというか、それこそ税金の無駄遣いになるので、やはり教

育委員会系が本気になって、この公物管理に乗り出してくれないと、財務と建設が一生懸命旗を振っていても、教育委員会は、教育は財務と建設とは違うからと言って、ストップをかける側に回り、ストップをかけるのは結構ですが、それで何が起こるかという、将来につけが回るだけなので、何かそういうところで学校をストックしながら整理をしていくという視点もやはり必要なのかなと思います。その中で、特に特別支援の問題というのは非常に重要で、このマスタープランが余り見えないので、平野先生がおっしゃっていましたがけれども、これが正しいかどうか評価するのは難しいです。確かに個別的には職業支援の出先を丁寧に考えておられ、そのルートも考えて、ある種の合理性はこの場所にはあると理解はしましたけれども、やはり子供の数に応じて特別支援が必要な人たちは発現するわけで、さらに先ほどちらっと通級の話をしていましたけれども、通級というか、特別支援に所属しながら普通の教室に通って、普通のことができるときは一緒に行って、特別支援が必要なときは特別支援のサービスを受けるというふうに、段々その境界がすごく曖昧になってきているんですね、この領域は。ということは、もともとその子供たちがいて、そこに学校をしている、本籍は学校に置きながら、これと連携するというサービスを、もう茨城県はそういうふうに行っているから、大きく学区制を決めて、それぞれで拠点校をつくって、そこで本体とも連携しながらやっていると。そうするとメリットもあって、これ細かい話だから言いませんけど、学校の平面図がありましたけど、実際設計すると車回しがすごい大変なんです。一気にスクールバスが来て、そこに知的に問題がある子供たちをバスの中に乗せなきゃいけないので、目を離すと、車と車の間を走って行ってしまいますので、絶対2列駐車にはできないなど、設計が難しいのです。そうすると、それを1カ所にまとめると、確かに帰ってはこられるのだけど、車回し問題が発生して非常に大変だと。そうであれば、ある程度エリアを決めて、茨城県とは違い、宮城県は仙台市に半分以上集中しているので、特に仙台圏問題をどうするか。こうなるのはすごく分かりますし、仙台圏で一番近くてアクセスもある程度確保しやすいと、ここになるような気もしますが、それでも仙台圏の南と北とか、あるエリアを分けて行って、ここに発現するところはこういうふうに整理してというマスタープランがあり、もともとやっている本校と特別支援はこういうふうに連携しますよというプランの中でここが位置づけられますということが、恐らくお考えだし、そこまで大規模事業評価は求めているだろうということで、コンパクトにさせていただいたと思いますけれども、今ハードの圏域の話と、ソフトの圏域の話と2つの話ですけれども、そういったこれのバックにあるシステムがどういうもので、それとどう関連して合理性が高いのかというあたりを、もう少しだけご説明いただくと、なるほどと思えると思います。

今の話だと個別の話が多いから、個別的にはいいけど、個別的に達していったときに、それが全体で合理性を持つかというところと必ずしもそうではないので、そのあたりの話が少しひっかかるなというふうに、平野先生とのやりとりをお伺いしながら思いました。

特別支援教育課

全体のマスタープランとしては、附属資料の6、39ページに県の特別支援教育将来構想というのをお付けしてございます。これが、ハードだけではなくて、ソフトをどういうふうにしていくか。特別支援教育というのは特別支援学校だけ

です話ではなくて、小学校、中学校、それから今だと高校のほうでも先ほど先生がおっしゃったような通級のような方法もあるので、それぞれの学校種で特別支援教育を行っております。その子供に合った、その子供が欲している教育的ニーズに合った学校を選んで、そこで教育を行うという形になっていまして、それをどういう形で展開していこうかというのが、この将来構想と10年間の計画になっています。

その中で個別の話になると、今回の特別支援学校を作るというのが、ここの計画で1つ位置づけられているということと、あわせて小・中学校の中でも特別支援学級であるとか、普通のクラスの中にも、ある1時間だけ特別な治療をするとか、そういうことをするために教員の質を高めていきたいと思いますとか、それは小・中学校だけに任せるのではなくて、県の特別支援学校の先生がそのアドバイザーといいますか、センター的機能という言い方をしているのですが、県立学校のセンターとして、小・中学校のほうにアドバイスを行うとか、そういうことをして、全体的にさまざまな学校種で特別支援教育を展開していきましようという形になっています。

その中で、それもしつつ、県立の特別支援学校では、子供が急に増えたがゆえに、キャパシティをオーバーしています。仮設のプレハブもつくったのですが、その敷地の中にもうこれ以上つくれないぐらい仮設のプレハブ校舎をつくり、なおかつ学校の中で会議室はもうつぶして教室にしています。仙台市内の4つの学校はそういうふうになっています。支援学校ですと1クラスの定員というのは、小・中で6人なんです。高校は8人の1教室なんです。実はそこに小・中であれば7人、8人、高等部であれば10人であったり12、13人入れて、ようやく回しているということがありまして、そこを解決するには、分校の整備もそうなのですが、まず一気に解決しないと、今度は児童生徒が狭い場所にいると事故を起こすというか、そういう心配もありまして、これ以上はなかなかもう難しい状況だということで、今回1つ建てるというのを先行してやっているという形でございます。

小野田委員 個別説明にはなっていると思いますが、やはり人口の分布があつて、その子供たちの母数に発現率を掛けると、その地域にこれぐらい出るというのがあつて、それでこの地域には今基幹校がそのようにあつて、それぞれを支援するのに統合型で支援して全体をやるというマスタープランですけど、そうではなく地域の空いているところをもう少しサポートしてもいいのかもしれないですし、別な選択肢が発現率と予想される支援学習必要児の分布から見ると、こうなんじゃないかというニーズ調査を行って、マスタープランをつくり、丁寧にやるのですが、何となくそのデータがあるとは思うのですけれども、なさそうと思いました。各論としては良く、大事なことですので、事故が起こってはいけませんし、早期に着手すべきだとは思いますが、本当にこの道でいいのだろうか。百数十億円かけたら、あと少なくとも30年必ずこの仕組みはいきますから、そうするとその判断というのは、今のこの情報だけでやっていいのか。

すみません、ちょっとだけそこら辺が多分引がかかっているかなと思います。

奥村部会長 難しいところに入ってしまったね。しかし、今小野田先生がご自分でもお

っしゃっているように、多分それはこの前の根拠資料になっているところをつくられるところの委員会で議論されるべき話なので、ここで議論しようがないのですが、分かったことは、いずれにしても色々なやり方について長期的には改善していただきたいところはあるにせよ、現実の問題としては、仙台のこの地域でものとして足りないのは間違いはないと、それはそうだということですね。

飛松さん、ありますでしょうか。

飛松委員 質問というか、今のお話を聞いていた感想ですけれども、足りないというお話は非常によく分かりますし、あと特に高等のところ不足というところがとても強調されていたのかなという印象がありまして、先ほど平野先生がおっしゃっていたように、高校と小・中を分けるという発想はなかったんですか。産業技術科を秋保につくることが、すごくメリットが大きいというのは分かりますし、高校の生徒が入る場所が非常に足りないというのも分かります。

一方で、小・中をそこに併設する意義というか、そこが高校に比べるとちょっと弱いのかなという印象はあります。特別支援学級を増やすというのは難しいのかもしれないのですが、学校規模として小学校12学級、中学校6学級予定となっていますけれども、そこをあえて秋保にするのか、他の選択肢を模索して、学校規模をもう少しコンパクトにするとか、そういう道はないのかなという印象は持っております。

奥村部会長 一緒にしたほうがメリットがあるというのは、当然ありますよね。例えば、連続に上がってくる子供もいるでしょうし、症状で特別なケアが必要な人を連続して見るなど、その上の段階のことが分かっている人が下を見るといった指導者側の連続性というメリットもあるように思うのですけれども、そのあたりは当然議論されているというか、そういうものなんですかね。

特別支援教育課 先生がおっしゃったとおり、そういう議論はしてまいりました。小・中、1つ例を挙げますと、医療的なケアが必要な、知的障害だけではなくて、重複障害で医療的ケアが必要な子というのもどんどん増えてきておりまして、そういう子がその処置を選択することもできるのですが、なかなか小学校、中学校ではそこまで手を回すのが大変だということで、支援学校のほうを選ぶ率が高くなっています。そういう子も含めると、小・中学部の需要も今ありますし、今後も急激な伸びはないものの、相当数あるという議論をしてまいりました。なので、12クラスというのは計算の方法としては、1学年でいうと単一障害が1クラス、重複障害の子が1クラスという、1学年2クラスで、それが小学部から高等部までいくという流れの学部が1つと、あとは中学校から支援学校に入ってくるというのが、産業技術科というところが、そこだけぼんと上乘せされていると。そういう中身で今回の設計をしている形になっています。

奥村部会長 はい。では、京谷先生。

京谷委員 また質問なんですけれども、6ページの白丸の4つ目に、高等学園の入学者選考ということで不合格者が出て、2年間にわたってここに記入されていますが、

不合格者の方たちの行き先というか、今の受け皿の状況についてお伺いしたいということと、あとは先ほど7ページの上のほうで、事業の実施場所が適切であるかどうかということで、秋保というのは背景に旅館業というのがあって、就職面にも期待ができるのではないかというお話でしたが、本当にその受け皿があるかどうか。民間企業との連携実績があるということをごにうたわられていますけれども、その実績でどういうものがあったのか。それについてちょっとお伺いしたいということ。

あともう1点ですが、現在旅館業だけではなくて、農福連携ということで、農業関係にそういう方たちが従事するというお話も目にすることが多々あるんですけども、農業という部分に関してのそういう連携というものもあるのかどうか、その点についてちょっとお伺いしたいんですけども、よろしくお願ひします。

特別支援教育課 最初の不合格者の関係ですが、不合格になった子のほとんどは、支援学校の2次募集、定数の空いているところに行っていますが、全員が全員そちらに行っているのではなくて、中には高等学校の通信制課程であるとか、あとは私立高校に行っている子も数名います。

それと、民間企業との連携の実績という点、既に岩沼高等学園という支援学校の高等学園がありますが、そちらの卒業生が秋保のホテルに就職したという実績はございます。

あと、農福連携という点、農林水産部サイドから一緒に実習とかしてみないかや、実際に実習先として農業法人のほうから声がけをされているところまでございまして、ただそこで就職するとか、そういうところまではまだ私は聞いていないのですが、そういう取り組みが開始されているといったような状況です。

京谷委員 すみません、そうすると今お話を伺う限りでは、岩沼の支援学校の生徒が旅館に就職みたいな形があったというお話でしたけれども、先ほどのご説明、秋保を背景にしている意味というところを伺うと、もうちょっと何か強固な連携があって、もっと就職先があるのかなというふうな受け取れたので、実績的な数字があれば出していただければなという感じがします。先ほどのご説明では、職員の人数が枯渇して、すぐにでも欲しいように、受け取りましたので。

奥村部会長 今回の場というよりは、もしそういうものがあればですね。だから、今の学校の前のところの状況について、そのときは産業技術科がなかったのかもわからないですけど、そのときに例えば地域との何か連携のものがあったかとか、そういうことでもいいと思うんですけど。もしそういうものがあれば、調べておいていただきたいということですね。

京谷委員 そうですね。就職先、もし可能であれば、県内の就職先と人数を具体的に、もし挙げられるのであれば、資料を上げてくださるといいのかなという感じがしますが、いかがでしょうか。

奥村部会長 可能であればご用意ください。
思っていたより時間も使ってしまったんですが、いい議論ができたのだらうと思

います。

先ほどからの議論で、要は下の学年用の小・中の部分と、高校の部分との話でということも出ていたんですけど、基本的にそういう考えでもともと進んでいなかったということで、ここでそれを言っても、多分対応できる話でもないんですけども、基本的には先ほどのお話で、高等部においては今のお話がありまして、その連携の状況についてもう少し裏づけになるようなものをご用意いただきたいということがありますが、基本的には寄宿舎も設けるということで考えると、場所というのはそう悪い場所ではないと。

一方、小・中のところは、少し他の空いてくるところを活用するという考え方で可能性はあるのかもしれないけれども、全体として仙台の南のほうに足りないということと、実態としてバスで運ぶということを考えると、一つのそれなりの利便性が確保できる場所であるということは理解できます。そういうことですので、事前にそういう目的で使われていた場所の跡地であるということも含めて考えると、事業自体はもう一度考え直せという話ではないように思うので、部会としては事業実施を進めていただくという方向でまとめたいと思います。

指摘のありましたようなところで、小学校、中学校との間の関係の話と、それから今の高校のところの産業技術の実績のところについてのお話を、次回の部会の場で追加的に説明していただければと思います。

それで、あともう1つ決めておかないといけないんですけど、現地調査をするかどうかという話です。実態としては、これからということになると夏休みに入ってしまったと。まず、現地に行って見てこようということになると、解体工事が始まっている状況です。他の特別支援学校で調査を行うということになると、これがまた夏休みに入ってしまったというようなことですので、省略ということでどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。ご意見ありますか。よろしいですか。はい。ありがとうございます。では、現地の調査というのは、今回は省略ということにさせていただきます。

では、あとさらにお話しいただくことありますか。よろしいですか。

では、本日の審議内容につきましては、次回の部会までに事務局のほうで論点整理用の形で整理していただきたいと思います。先ほどの追加でご説明いただくことについても準備をしていただきたいと思います。次回の部会では、答申の取りまとめというところまで行きたいので、ご協力をよろしくお願いします。場合によっては、ここところが追加でやはり調査というか、説明してほしいということであれば、事務局とご調整ください。

本日限られた時間ですけれども、議事を終了したいと思うのですけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

小野田委員 宿題についてプラスしていいですか。

奥村部会長 はい、どうぞ。

小野田委員 プラスというわけではないのですが、この事業評価委員会の部会の目的が、効率性の高い有効な公物発注をちゃんとするというところも含んでいるんだったら、確かにPFIは取引コストが増えるのでやめたほうがいいというのは確かですけ

れども、だからといって、そのまま従来型でいいのかということそうでもなくて、いろんな発注方式、国土交通省の新しい発注のあり方、検討、モデル事業みたいなものを今一緒にやっています。そういう発注をどうするか問題、それを丁寧にしたほうがいいという話と、もうちょっと発注をどうするかという仕組みの前段で、要求水準書を丁寧ににつくって、フロントローディングですけど、あとのほうで問題管理するのではなく、事前にプログラムを読み込んで、ちゃんと要求水準を丁寧にして、負荷がかかる車回しであったり、外部との連携など、管理の問題を考えて、相当要求水準をつくり込んだ上で、空間の質に能力を発揮できるすぐれた設計者をちゃんと採用できるような、しっかりした仕組みを持てるといいと思います。

特にこのような建物はどうしても管理的になり、非常に行くとなりが寂しくなります。確かに安くできているけど、これは辛いなど、あとすごく心が穏やかになり、ちゃんと考えられているなどというのと、はっきり分かります。その差は何かということ、発注者がしっかり考えているかです。かかっているお金はほとんど変わらないと思うのですが、やっぱり最終的に得られるバリューをちゃんと見据えて発注する。特にこういう子供たちはすごい正直ですから、そこら辺はきちんと担保していただきたいと思います。以上です。

奥村部会長 それは事業を進めることになったときにぜひともよろしくお願ひしますということですので、次回の部会までということではなくて、もうちょっと長い話ですが、次回の部会までは、先ほど言いましたように、地域連携の話と小中のところの連携の考え方について、少し追加で説明していただくということでお願ひします。

ありがとうございました。

では、次回部会は8月20日予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局に進行をお返しします。ご協力ありがとうございました。

司 会 長時間のご審議、お疲れさまでした。

それでは、以上をもちまして平成30年度第1回宮城県行政評価委員会大規模評価事業評価部会を終了いたします。

本日はまことにありがとうございました。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

議事録署名人 板 明果 印

議事録署名人 小野田 泰明 印